

# 令和8年度福島県立高等学校入学者選抜

## 福島県立喜多方桐桜高等学校 前期選抜募集要項

福島県立喜多方桐桜高等学校

住所 〒966-0914

福島県喜多方市豊川町米室字高吉 4344 番地の 5

電話 (0241)22-1230

### 1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めています。

- ① 失敗をおそれない生徒
- ② 自らの力で考えようとする生徒
- ③ 他者を認め、共に歩もうとする生徒

### 2 実施学科及び募集定員

課程	大学科	小学科	募集定員	特色選抜 募集定員枠	一般選抜募集定員
全日制	工業科	機 械 科	35名	20%	各学科とも、募集定員から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。
		電 気 ・ 電 子 科	35名	20%	
		建 設 科	35名	20%	
	商業科	経営マネジメント科	35名	20%	

### 3 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、各学科とも県下一円とする。

### 4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

#### (1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
  - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

### 5 志願してほしい生徒像

本校は「士魂商才・勤労誠実」の校訓の下、新しい時代を担うスペシャリストの養成を目指し、主体的に進路実現ができる人材の育成を目標として、工業及び商業の専門教育を行っており、アドミッション・ポリシーとして「失敗をおそれない生徒」「自らの力で考えようとする生徒」「他者を認め、共に歩もうとする生徒」を掲げている。

そこで、このアドミッション・ポリシーに該当し、自ら具体的な目標を設定し、達成に向けて挑戦しようとする生徒を求める。

### 6 併願の取り扱い

- (1) 志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に志願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に志願する場合、一般選抜で志願する学科は、大学科についても小学科についても、特色選抜で志願した学科と同じ学科又は異なる学科へ志願することができる。
- (2) 特色選抜の志願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。

- (3) 一般選抜の出願において、工業科と商業科の併願は認めない。ただし、工業科を志願する者については、当該学科に属する小学科において第二志望までの併願を認める。

## 7 WE B出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WE B出願システム（以下「WE B出願システム」という。）を利用する。

WE B出願システムによる手續等の詳細は、別に公表するWE B出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」（4ページ）により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手續を行う。

## 8 出願に必要な書類

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）

ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。

- ② 特色選抜志願理由書（本校ホームページよりダウンロードし、A4版1枚に印刷した用紙を用いたもの）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

### (2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）

- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）

ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する場合がある。

- ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

## 9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

### (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WE B出願システムに志願情報を登録の上、WE B出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

#### 【申請期間】

令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 中学校長は、WE B出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

#### 【中学校承認期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」（3ページ）に定めるところにより提出する。

#### 【出願受付期間】

令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

### (2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じて、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類（様式4号）を提出すること。

(4) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

① 志願情報に虚偽があるとき

② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立喜多方桐桜高等学校校長

住所 〒966-0914

福島県喜多方市豊川町米室字高吉 4344番地の5

## 10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

## 11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

## 12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

## 13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

## 14 自己申告書の提出

本校校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して本校校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

**【自己申告書提出期間】**

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

**15 出願資格申請**

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

**【申請期間】**

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで

及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

**16 選抜方法・選抜資料**

**(1) 特色選抜**

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。選抜に当たっては、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、志願者の個性や学ぶ意欲を重視し、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

**① 学力検査**

5教科（国語・社会・数学・理科・外国語（英語））を実施し、学力検査の満点を250点とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

各教科の満点を50点とし傾斜配点は実施しない。

**② 特色選抜志願理由書**

特色選抜志願理由書の記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

**③ 調査書**

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は110点満点とし、合計245点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

**④ 特色面接**

個人面接を行う。

面接時に志願理由書に書かれた内容について、口頭による自己表現を課す。

面接では、本校での学ぶ意欲や、質問に対する自分の考え方や意見をまとめる力をみる。

面接については点数化し、65点満点とする。

**⑤ 特色検査**

実施しない。

**⑥ 選抜資料の満点**

全体の満点は、560点とする。

**(2) 一般選抜**

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料とともに、一般面接の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

**① 学力検査**

5教科（国語・社会・数学・理科・外国語（英語））を実施し、学力検査の満点を250点とする。なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

各教科の満点を50点とし傾斜配点は実施しない。また、一般選抜における志願者の自己申告による傾斜配点についても実施しない。

**② 調査書**

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

③ 一般面接

集団面接を実施する。

志願者の適性と目的意識を確認するとともに、表現力についてみる。

面接については、段階評価する。

※特色選抜との併願者は、特色面接と別に一般面接を実施する。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

① 日 時

**令和8年3月4日(水)**

**受付時間：午前8時10分～午前8時25分**

**学力検査：午前9時～午後3時10分**

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

② 会 場 福島県立喜多方桐桜高等学校

③ その他 受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・電子辞書等、電子機器・通信機器は持ち込まないこと。

試験会場には時計を設置するが、試験の開始と終了はチャイムを基準とする。各自で時計が必要な場合は持参すること。

(2) 特色面接及び一般面接

① 日 時

**令和8年3月5日(木)**

**受付時間：午前8時10分～午前8時25分**

**開始時刻：一般面接 午前9時～**

**特色面接 午後1時～(予定)**

9:00	13:00 (予定)	
(一般選抜) 一般面接	休	(特色選抜) 特色面接
<b>特色選抜と一般選抜の両方に応募した志願者は、特色選抜の特色面接と、一般選抜の一般面接の両方を受験することとなる。志願者が確定次第、予定時間及び昼食必要の有無について令和8年2月19日(木)までに中学校長へ連絡する。中学校卒業者及び卒業見込以外の者については、個別に連絡する。</b>		

② 会 場 福島県立喜多方桐桜高等学校

③ その他 受験票、上書き、筆記用具を持参すること。

なお、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・電子辞書等、電子機器・通信機器は持ち込まないこと。

試験会場には時計を設置するが、試験の開始と終了はチャイムを基準とする。各自で時計が必要な場合は持参すること。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

受付時間：午前8時10分～午前8時25分（予定）

学力検査：午前9時～午後2時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

② 特色面接および一般面接

令和8年3月10日(火)の学力検査終了後に行う。

※特色選抜との併願者は、特色面接と別に一般面接を実施する。

※選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

(2) 会 場 福島県立喜多方桐桜高等学校

(3) その他 受験票、追検査等受験許可証、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、分度器機能を有する定規は使用できない。）を持参すること。

なお、下敷き、分度器、計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末・電子辞書等、電子機器・通信機器は持ち込まないこと。

試験会場には時計を設置するが、試験の開始と終了はチャイムを基準とする。各自で時計が必要な場合は持参すること。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科・コース）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降に、WEB出願システムを利用できない志願者への配慮として、合格者一覧を本校に掲示する。掲示場所については学力検査日に連絡する。
- (3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を本校で交付するので、受験票を持参し、来校すること。交付場所については学力検査日に連絡する。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 そ の 他

- (1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ

提出する。

- ② 追検査等の対象とならない志願者  
受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い  
前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。
- (3) 入学辞退の手続  
合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。  
なお、納付した入学検定料及び本校に提出した書類等は返還しない。
- (4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。  
提出する書類は次のとおりとする。
  - ① 中学校卒業者及び卒業見込の者  
原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。
  - ② 上記①以外の者  
原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。